

平成 22 年 8 月 26 日

各 位

明治安田損害保険株式会社

資本準備金の額の減少に関する異議申立ての結果について

当社は、機動的な配当政策を目的として、資本準備金の額の減少を行なうこととし、平成 22 年 6 月 30 日に「資本準備金の額の減少に係る公告」を行い、同日から平成 22 年 8 月 20 日までの間（以下、「本異議申立期間」といいます。）、保険契約者その他の債権者から資本準備金の額の減少に対する異議申立てを受け付けてまいりました。

その結果、本異議申立期間内に異議を述べた保険契約者はなく、保険業法第 17 条に定める資本準備金の額の減少に係る株主総会の決議を無効にする条件を満たしませんでした。

なお、その他の債権者についても、異議申立てはございませんでした。

以 上